

授業料の納付方法について

◎ 授業料の納付期限 前学期 5月31日
(学則 第47条) 後学期 11月30日

(1) 納付方法

本学では授業料の納付について、盗難や紛失等の事故防止及び学生の利便を図るために、各種公共料金と同様、原則として「口座振替制度」を利用しております。これは、本学指定の金融機関（銀行）が本学の指示する日に、授業料相当額を学生（又は保護者等）名義の預金口座から本学の口座に振り替えることによって納付する制度です。

具体的な手続方法は下記のとおりですので、手続きがまだの学生は早急に手続きするようお願いいたします。

① 授業料口座振替登録方法

ア 「授業料口座振替依頼書」をご利用ください。

※ 依頼書は、各学部事務室・財務部経理課・学生部学生支援課にて配布しています。

※ 新入生については、入学手続案内に同封しています。

イ 手続要領等

i 下記指定金融機関に預金口座を持っている方

1) 「授業料口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、当該金融機関窓口へ提出してください。

2) 金融機関では口座等確認後、金融機関確認印押印のうえ、1枚目「金融機関保管用」を当該金融機関が受取り、2・3枚目は返却されますので、必ず受領してください。（ゆうちょ銀行で手続きする場合、2枚目「大学保管用」は銀行から直接大学へ送付されるため、3枚目「お申込者保管用」のみ受領してください。）

3) ゆうちょ銀行以外で手続きした方は、金融機関確認印押印済みの2枚目「大学保管用」を財務部経理課収入・支出係へ提出してください。

※ 3枚目「お申込者保管用」は依頼者本人の控となりますので、大切に保管してください。

ii 下記指定金融機関に預金口座を持っていない方

学生（又は保護者等）名義の口座を開設した後、上記 i の要領で手続きしてください。

※ 口座を開設しようとする指定金融機関店舗のある地域に在住でない場合は、口座を開設できないことがあります。詳しくは口座を開設される指定金融機関へお問い合わせください。

※ 指定金融機関名 ・琉球銀行（本店及び各支店） ・沖縄銀行（本店及び各支店）
・沖縄海邦銀行（本店及び各支店） ・みずほ銀行（本店及び各支店）
・ゆうちょ銀行（各郵便局）

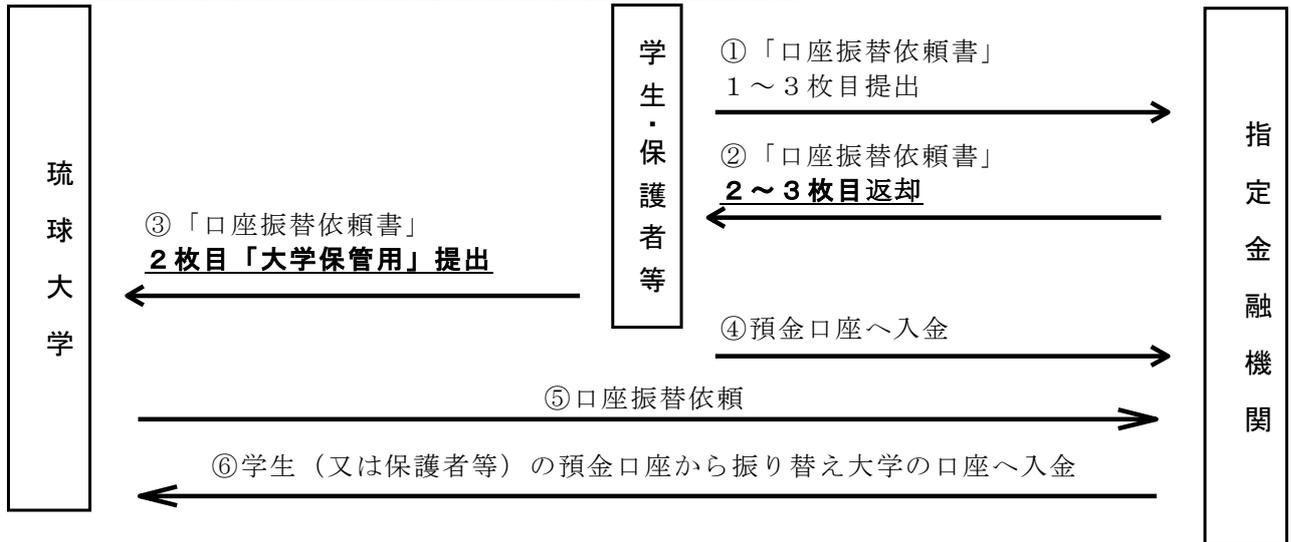
② 授業料の納付

ア 「授業料口座振替依頼書」での手続きが完了したら、指定金融機関が、本学が指定する日に授業料相当額を指定された預金口座から振り替え、本学の預金口座へ入金します。

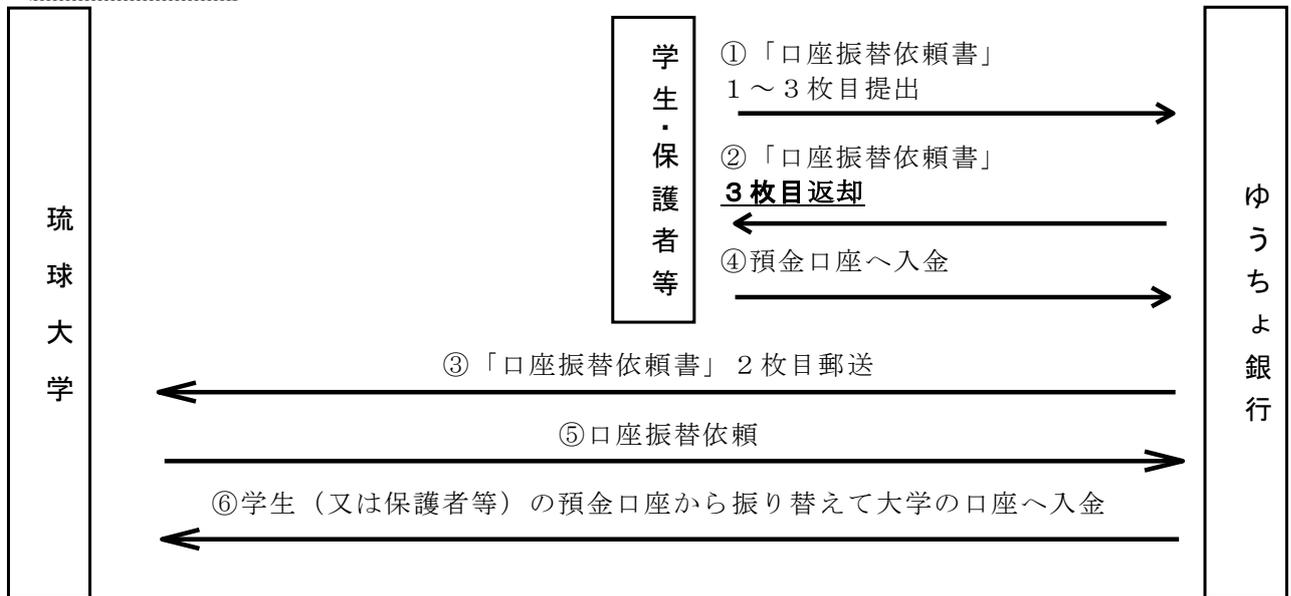
イ 授業料の口座振替日は、前学期が5月31日、後学期が11月30日（口座振替日が休日の場合は、金融機関の翌営業日）です。具体的な日程は、本学公式HPや各学部等の掲示板でお知らせしますので、あらかじめ確認してください。なお、請求書は送付しておりません。

ウ 振替の翌日以降に、預金通帳を記帳して必ず確認してください。領収書の発行を希望される場合は、振替日の翌々日以降に財務部経理課収入・支出係でお渡ししますので申し出てください。

《琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・みずほ銀行の手続方法》



《ゆうちょ銀行の手続方法》



(2) 留意事項

① 残高不足等で振替（納付）できなかった場合

授業料の納期は前学期5月31日、後学期11月30日です。納付期限内に振替できなかった場合は、各学部等の掲示板等にて次回振替日の通知をします。必ず確認してください。納付期限内に納付されない場合は、学生本人及び保護者等宛に督促をします。**督促をしてもなお、納付しない場合は除籍処分（強制退学）になりますので充分注意してください。**

② 授業料免除申請等をする場合

免除申請をされる方も「授業料口座振替依頼書」を提出してください。免除申請が受理されると、判定結果が出るまでの間、徴収が猶予されるため振替は行いません。判定結果が出た後、その結果に従って、残りの納付額について振替を行います。日程は授業料免除決定通知でお知らせします。

